

牛トレサビリティ法

「牛の個体識別のための情報の管理
及び伝達に関する特別措置法」

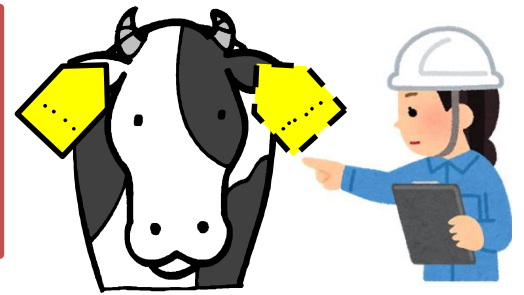
酪農家、肉牛農家の皆様へ

牛の出生や異動の届出は、お手持ちのスマホ等を利用して速やか、かつ、正確に行いましょう。



- ・ 耳標の装着及び各種届出は義務です。
- ・ 届出をしない、又は虚偽の届出をした場合は、牛トレサ法に基づく罰則の対象となります。
- ・ さらに、各種補助金の対象から除外されたり、返還を求められたりする場合があります。

飼養牛の個体管理を徹底しましょう！



- **耳標の取り違え**が原因で、牛の血統情報に誤りが発生すると、**鹿児島黒牛の信用を落としかねません**。
- また、誤った耳標のまま牛を出荷すると、管理者自身やJA等では記録の修正ができません。このような場合は国による確認が必要となります。



こうならないために・・・

- 子牛が**出生**したら、**速やかに耳標を装着**しましょう。
- **常に両耳標を装着**した状態となるよう、**片方でも耳標が脱落**したら、**すぐに再発行**を申請、受け取ったら**すぐに装着**しましょう。

牛トレーサビリティ制度の正確性確保には、管理者自らが各種届出を正確かつ迅速に行うこと、管理者から代行報告者へ異動等の情報を正確に伝えることが重要です。

令和7年4月から牛トレーサビリティ業務は、九州農政局(熊本市)で実施することとなります。

(問合せ先)

九州農政局鹿児島県拠点消費・安全チーム・・・☎099-222-0125(令和7年3月まで)
九州農政局鹿屋駐在所消費・安全チーム・・・☎0994-43-4136(令和7年3月まで)
九州農政局消費・安全部畜水産安全管理課・・・☎096-211-9111(牛トレサ生産担当)